

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十七年八月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	ユニット型特別養護老人ホームプレジール箕島	福山市箕島町504番地3	平成27年8月18日